

国勢調査令の一部を改正する政令要綱

第一 調査事項の一部を変更すること。（第五条関係）

第二 調査の方法及び報告の方法として、調査事項に係る情報を電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法を規定し、及び郵便等による調査票の提出先を総務大臣に変更すること。（

第九条及び第十条関係）

第三 都道府県知事及び市町村長による調査事項情報の審査等及び調査票の審査、提出等の手続を規定すること。（第十一条の三及び第十二条関係）

第四 都道府県知事及び市町村長による調査関係書類の審査等及び先行集計事項情報の審査、集計等の手続を規定すること。（第十二条の二関係）

第五 国勢調査員が行うこととされている事務を総務大臣が共同住宅等を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができるよう規定すること。（第十二条の三第一項関係）

第六 郵便等による調査票の受領及び各市町村長への送付の事務を総務大臣が民間事業者に委託して行うことができるよう規定すること。（第十二条の三第二項関係）

第七 人口速報集計（速報値）の公表について規定すること。（第十四条第二項関係）

第八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）